

北海道あんしん賃貸支援事業の札幌市と居住支援団体との居住支援に関する確認書

札幌市（以下「甲」という。）と、居住支援団体（以下「乙」という。）は、北海道あんしん賃貸支援事業実施要領（以下「道要領」という。）及び札幌市あんしん賃貸支援事業実施要綱（以下「市要綱」という。）に基づき、北海道あんしん賃貸支援事業（以下「本事業」という。）を利用する事業対象者の入居時又は入居後の居住を継続する上で必要な居住支援を実施することについて、次のとおり確認する。

（目的）

第 1 条 この確認は、乙が本事業の事業対象者に必要な居住支援を行うことにより、事業対象者のあんしん賃貸住宅への入居機会の確保及び居住の継続を図ることを目的とする。

（居住支援団体の選定）

第 2 条 甲は、道要領第 22 条第 2 項の規定に基づき、乙を居住支援団体として選定する。

（居住支援団体の責務）

第 3 条 道要領第 22 条第 3 項に規定する乙が行う居住支援内容は別表のとおりとする。ただし、市要綱第 4 条に基づく「あんしん賃貸住宅支援利用申込書」が事業対象者から提出され、かつ乙が必要な居住支援を実施することが可能と判断した場合に限る。

- 2 乙は、前項の居住支援のほか、道要領第 27 条第 2 項及び第 3 項に規定する業務を行うこととする。
- 3 乙は、甲が指定した地域センターが設置されている場合は、地域センターに支援活動の指導、助言を受けることができる。

（札幌市の責務）

第 4 条 甲は、乙が行う居住支援業務に協力するとともに、道要領第 5 条の規定に基づき必要な支援を行うものとする。

（個人情報等の保護）

第 5 条 乙は、居住支援を実施するうえで知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 乙は、居住支援を実施するうえで知り得た個人情報を用いる場合には、本人の同意を、事業対象者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

（支援確認の解除及び変更）

第 6 条 甲及び乙は、両者の合意により支援に関する本確認を解除することができる。また、道要領第 22 条第 1 項の規定に基づき、協議した支援内容の変更を行うことができる。

- 2 甲及び乙は、協議により支援内容の変更を行う場合は、改めて確認書を取り交わすものとする。
- 3 乙が道要領第 22 条第 5 項又は第 28 条第 1 項各号に該当した場合、甲は、本確認を解除することと

する。

(支援確認に定めのない事項)

第7条 この確認に定めのない事項等が生じた場合若しくはこの確認の解釈に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この確認の成立を証するため、本確認書を2通作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元克広

乙 住所・所在地
法人
代表者